

1. 議事日程

(平成17年第3回安芸高田市議会9月定例会第15日目)

平成17年9月28日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 発議第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

日程第3 認定第1号 平成16年度安芸高田市水道事業決算の認定について

日程第4 議案第60号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第71号 島根県邑南町の公の施設を区域内に設置することに

関する協議について

日程第6 第3セクター等調査特別委員会の設置について

追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出の承認について

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	青原敏治
12番	金行哲昭	13番	杉原洋
14番	入本和男	15番	山本三郎
16番	今村義照	17番	玉川祐光
18番	岡田正信	19番	渡辺義則

20番 亀岡 等 21番 藤井昌之

22番 松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

5番 小野剛世

4. 会議録署名議員

21番 藤井昌之 1番 明木一悦

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	杉山俊之	消防長	村上紘
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内壯		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長 増本 義宣

議事調査係長 児玉 竹丸

書 記 国岡 浩祐

書 記 倉田 英治

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長 おはようございます。  
定刻になりましたので、ただ今の出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、
21番 藤井昌之君 1番 明木一悦君を指名いたします。

松浦議長 ここで本日の会議の運営について、開会前に議会運営委員会を開き、
ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長
青原敏治君の報告を求めます。

青原議員 議長。

松浦議長 はい。青原敏治君。

青原議員 議会運営委員会の報告をいたします。本日、本会議に先立ち議会運
営委員会を開き、第3セクター等調査特別委員会設置についての案件
の取り扱いについて協議をいたしました。協議の結果、本日の日程に
上程することと決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上
で報告を終わります。

松浦議長 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

~~~~~  
日程第2 発議第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

松浦議長 日程第2、発議第6号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意  
見書についての件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
7番 塚本近君。

塚本議員 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について、提案理由  
の説明を行います。

国は義務教育費国庫負担金や就学援助、奨学金、教員研修事業、学  
校教育設備整備等の補助金の廃止・大幅削減などを行ってきています  
が、これらの財政措置は、教育水準の維持や子どもの就学保障にとっ  
て重要であり、教育条件整備に係る国の責任を放棄しようとするもの  
であります。この制度の廃止、一般財源化は、税源の偏在性と今後削  
減が必至な地方交付税の状況を考えれば、都道府県間の教育水準格差  
ばかりか、市町間の教育水準の格差にもつながる恐れがあります。

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、全国  
的な教育水準や機会均等を確保することは、国の責務です。仮に、こ  
の制度を廃止することとなれば、義務教育に対する国の責任放棄にな

ると言わざるをえません。

このような観点から、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めため、意見書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いを申しあげ、提案理由の説明といたします。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思ひます。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長

これより発議第6号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求め意見書についての件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 認定第1号 平成16年度安芸高田市水道事業会計決算の認定について

松浦議長

日程第3、認定第1号、平成16年度安芸高田市水道事業会計決算の認定についての件を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 渡辺義則君。

渡辺産業建設常任委員長

先に行われました産業建設常任委員会の報告を行います。平成17年9月14日付けで、本委員会に付託された議案の審査の結果を、次のとおり報告します。

付託されました下記案件につき、9月21日に本常任委員会を開催し、市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

本件、認定第1号、平成16年度安芸高田市水道事業会計決算の認定についての件は、吉田給水区及び甲田給水区で運営しております安芸高田市水道事業会計の平成16年度決算であります。決算の状況につきましては、決算書並びに監査意見書に詳しく述べられておりますとおりであります。

委員会の審査を通じて質疑の集中した点は、この夏の湧水を受けて水量の確保の問題と使用料金の未収金の問題であります。水量確保については横ボーリングの洗浄その他で回復したが、水道管の老朽化等

によるものもあります。管路の改善等も含め確保に努めていくとの答弁がありました。未収金については、給水停止等の法的措置により一定程度の成果を出しているところであり、今後も徴収率の向上に努めていくとの答弁がありました。

審議を尽くし、討論・採決を行った結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告をいたします。

松 浦 議 長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長

これより認定第1号、平成16年度安芸高田市水道事業会計決算の認定についての件を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第60号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長

日程第4、議案第60号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 今村義照君。

今村文教厚生常任委員長

議長。

松 浦 議 長

はい。どうぞ。

今村文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員会報告。ご報告を申し上げます。

平成17年9月14日に付託されました議案第60号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例につきましては、9月22日に関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第60号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例につきましては、今回の改正は地方自治体の財源確保の一端と位置づけるが、抜本的な財源確保には至っていない。今後国と地方における財源確保のより一層の適正化を推進すべきであるとの意見を付して原案

のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員から、この改正により、とりわけ高齢者や子育て層の市民には、負担を強いることと考えたので、それぞれ支援策等を講じ負担の軽減化に努められたいとの意見も出されたので、この点鋭意努力いただきたい。

執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘された点を、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますよう望み、報告を終わります。

松 浦 議 長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

岡 田 議 員

議長。

松 浦 議 長

18番 岡田正信君。

岡 田 議 員

18番、日本共産党の岡田正信です。委員長報告にありましたように、議案60号は国が決めたといえですね、大変市民に痛手を被ると言いますか、負担を強いる条例改正でございます。自治体の財源にも大きく関連する問題です。と、申しますのも市民税が、確かに上がってくるわけです。65歳以上の控除対象を無くするわけですから、500万円収入の場合、老後の65歳以上の控除はなくなるわけですから、収入総額が同じであっても課税対象額が増えるということであるという、簡単に言えばそういうことですね。で、市の財源は増える。しかし、一方では地方交付税はそれなりに減らされるという、こういう仕方ない面も減の状況ではあるわけですが、財政にも増えた分だけ減るといいんですが、特別交付税というのが、もう一つありまして、これでは事業の関係とかいろいろな関係でその増えた分だけ減るよりまさに、今の時代からなお減る方法の方が強いというそういう感じもします。ただこの条例で関係しますと委員長も報告ありましたように老後の人にはもちろん、介護保険、国保いろいろな関係しますが同じ老後を抱えている世代では、保育料金にも家庭全体では関係するところもあります。したがって若い層、老後に関しましては、住民負担が一層重くなるというように私は思うんです。したがって国が決めたからといっても市民の立場から言えば今の行政考えると、この条例には賛成できないわけです。

以上をもって反対討論終わります。

松 浦 議 長

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

松 浦 議 長

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長

これより議案第60号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第71号 島根県邑南町の公の施設を区域内に設置することに

関する協議について

松浦議長

日程第5、議案第71号、島根県邑南町の公の施設を区域内に設置することに関する協議についての件を議題といたします。

本案は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長 熊高昌三君。

熊高総務企画常任委員長

議長。

松浦議長

どうぞ。

熊高総務企画常任委員長

平成17年9月16日付けで、総務企画常任委員会に付託された議案の審査の結果について、次のとおり報告をいたします。

付託されました議案第71号、島根県邑南町の公の施設を区域内に設置することに関する協議について、9月26日に本常任委員会を開催し、市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め審査を行いました。

委員会の中では、これに関連して安芸高田市内のバスダイヤ等については、市民の利便性がかなうよう特に考慮して実施するよう意見があり、執行部からは、ダイヤ改正時にはそれらを踏まえて配慮するとの答弁がありました。

その上で討論・採決を行った結果、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

松浦議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

松浦議長

引き続き、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第71号、島根県邑南町の公の施設を区域内に設置することに関する協議についての件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 第3セクター等調査特別委員会の設置について

松 浦 議 長 日程第6、第3セクター等調査特別委員会の設置についての件を議題とします。

安芸高田市が関わる第3セクター等に係わる調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定によって、議長を除く、21人の委員で構成する第3セクター等調査特別委員会を設置することといたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩といたします。

~~~~~

10時19分 休憩

10時20分 再会

~~~~~

松 浦 議 長 休憩を閉じて再開いたします。

正副委員長が決定したとの報告をいただきましたので、皆様にご報告いたします。

第3セクター等調査特別委員会の委員長は熊高昌三君が、副委員長は山本三郎君が選任をされました。以上報告いたします。

~~~~~

松 浦 議 長 ただ今議会運営委員長及び各常任委員長並びに第3セクター等調査特別委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により閉会中も引き続き審査終了まで継続審査したい旨の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続審査の申し出の承認についてを日程

に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出の承認について

松浦議長 追加日程第1、閉会中の継続審査の申し出の承認についての件を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに第3セクター等調査特別委員長からの、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することに決しました。

~~~~~

松浦議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。ご苦勞でございました。

~~~~~

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員